

## 【重要】短期語学研修参加にあたっての注意事項

春季休業期間中の短期語学研修参加にあたって、「1. 履修登録について」、「2. 追試験の扱いについて」の2点について以下の通り説明いたします。出願時に以下の点については理解した上で出願したものとみなしますので、必ず確認し、不明な点がある場合には、国際センターへ確認をしてください。

また、しょうがいによる配慮を必要とする者は「3. しょうがいを有する学生」を参照してください。

### 1. 履修登録について

春季休業期間中に実施される「春季英語研修」は出願フォーム提出時（\*募集要項記載のスケジュール参照）に正規科目として履修登録の希望・不要を申請します。参加者として決定され、履修登録を希望した者のうち、履修上限・制限等に問題のない者の履修登録は、通常の履修登録期間前に大学が行います。

- (1) 履修登録を希望する
- (2) 履修登録を希望しない

なお、(1)と(2)のどちらかを選択する際の注意事項は以下の通りです。

#### (1) 履修登録を希望する

- ① 春季英語研修の履修登録は、2018年度履修登録年間上限単位数に含まれます。秋学期履修登録時点で、上限単位数に達している場合は、履修登録ができませんので(2)を選択してください。
- ② 春季英語研修の実施時期が「英語ディスカッション2」再履修と重なっています。「曜日・時限の重複」の場合は必修科目である「英語ディスカッション2」の履修登録が優先されるため、英語ディスカッション2再履修対象者は春季英語研修の履修登録はできません。
- ③ 履修登録の取り消しはできません。また、履修中止制度の対象ではありません。

- 短期語学研修への参加を取り消すことになった場合、時期によってはキャンセル料が発生する可能性があります。また、その場合のキャンセル料は自己負担となります。
- ①と②に該当する場合でも以下「(2)履修登録を希望しない」を選択すれば、短期語学研修への参加は可能です。
- プログラムによって認定される単位数が異なりますので、申し込み前に確認してください。(各プログラムの募集要項に単位数を記載しています)

#### (2) 履修登録を希望しない

- ① 2018年度履修登録上限単位数に春季英語研修の単位数は含まれません。
- ② 「英語ディスカッション2」再履修を優先するか、春季英語研修を優先するかは各自の責任でおこなってください。大学としては、**必修科目である「英語ディスカッション2」再履修を優先することを強く勧めます。**

- 本学の成績証明書等への記載はありません。

## 2. 追試験の扱いについて

春季英語研修の実施期間は、2月上旬～3月中旬頃となります。秋学期の追試験は例年3月上旬ごろに実施されるため、本研修参加者は追試験の受験ができません。「学校感染症による出校停止（インフルエンザ等）」や「電車遅延」による追試験対象者であっても追試験受験のための特別措置や、研修の早期帰国・一時帰国による追試験受験は認められません。

本研修参加者については、特に試験期間中の感染症の予防や、通常より自宅を早く出るなどの交通遅延対策を十分に行い、追試験とならないように注意してください。

## 3. しょうがいをもつ学生

しょうがいをもつ学生の出願は可能です。学内選考は出願書類による審査を行います。出願書類にしょうがいの有無については記載する欄を設けていません。サポートを要するしょうがいの場合には、留学先大学や受入れ予定のホストファミリー、旅行代理店等にしょうがいの詳細や必要とされるサポートを事前に伝え、受入が可能であるかを確認する必要があります。これらの確認には時間を要するため、できる限り**2018年7月20日（金）まで**に国際センターに相談をするようにしてください。なお、申告いただいた内容に対する対応の確認に時間がかかり、出願期間中に確認が取れなかった場合、通常の出願・選考を行い合否判定しますが、仮に学内選考で合格しても、先方から受入不可の回答があった場合、研修参加取消となりますのでご注意ください。この際、他のプログラムへの振替は原則として行いません。

また、受入可能と判断された場合でも、現地において特別なサポートが必要となり、別途費用が発生する場合がありますのでこの点についてもご承知ください。別途かかる費用については、受入可否の確認時に立教大学より費用の見積もりを行います。

以上の理由により、サポートを要するしょうがいをもつ学生の出願にあたっては、しょうがいについての自己申告および、受入可否の審査のため個別に補足資料提出依頼やヒアリングを実施する場合がありますのでご了承ください。